

令和 6 年 7 月 29 日
復 興 庁

令和 7 年度復興庁予算概算要求に係る基本的考え方

令和 7 年度復興庁予算については、「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和 6 年 3 月 19 日閣議決定）を踏まえ、「第 2 期復興・創生期間」の最終年度においても必要な取組を精力的に進めるため、次の 4 つの方針に沿って概算要求を行っていきます。

1. 地震・津波被災地域においては、第 2 期復興・創生期間において、心のケア等の被災者支援など残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指し、きめ細かい取組を着実に進めること。
2. 原子力災害被災地域においては、地震・津波被災地域と共通する事項のほか、第 2 期復興・創生期間においても引き続き国が前面に立って、特定帰還居住区域への帰還に向けた取組や避難指示が解除された地域における生活環境の整備、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭をはじめとする本格的な復興・再生に向けた取組を行うこと。
3. 「創造的復興」を実現するため、福島国際研究教育機構の取組や福島イノベーション・コースト構想の推進、移住等の促進、高付加価値産地の形成を行うとともに、東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承や新しい東北の創造に向けた取組を含めたこれまでの復興庁の取組を通じて蓄積されたノウハウについて普及展開等を推進すること。
4. 復興のステージの進展に応じて、既存の事業の成果等を検証しつつ、効率化を進め、被災地の復興のために真に必要な事業に重点化する。

【本件連絡先】

予算会計企画班 福光、都築、石井
電話：03-6328-0281（直通）